

**令和7年度北いわて廃校等遊休資産活用セミナー運営業務
企画提案審査委員会 設置要綱**

(設置)

第1条 岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）第2条第2項の規定に基づき、令和7年度北いわて廃校等遊休資産活用セミナー運営業務委託に係る随意契約の相手方の候補者の決定に係る企画提案書の内容の審査を行うため、令和7年度北いわて廃校等遊休資産活用セミナー運営業務企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員の任期は、前条に規定する審査が終了するまでの間とする。

(委員長)

第3条 委員会に、委員長を置く。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、ふるさと振興部県北・沿岸振興室において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月17日から施行し、令和7年10月31日をもって廃止する。